

第1章

計画策定の趣旨等

- 1 策定の趣旨
○循環条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 2 計画の位置付け・性格
○北海道が目指す循環型社会の具体的な指針
○北海道環境基本計画の個別計画
- 3 計画の対象、期間及び目標
○対象：廃棄物等
○期間：令和2年度から概ね10年
○目標：北海道らしい循環型社会の形成
- 4 計画策定の視点
○環境基本計画で示す将来像に向けた5つの項目
 - ・自然との共生
 - ・健全な物質循環の確保
 - ・持続可能な生活
 - ・環境に配慮した地域づくり
 - ・環境と経済の良好な関係
- 国の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた施策展開
 - ・地域循環共生圏による地域活性化
 - ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等

第2章 現状と課題

- [物質フロー] 天然資源等投入量は減少、循環利用量は増加
循環型社会への移行が進展
- [3 R] 道民意識は停滞、実践行動の定着が必要
海洋プラスチックごみによる生態系への影響の懸念
- [廃棄物] 一廃：排出量の減少、リサイクル率は向上
生ごみの利活用の促進が必要
産廃：再生利用率は向上、最終処分量の削減が課題
さらなる再生利用の取組が必要
- [バイオマス] 利活用率は向上
バイオマスの種類や地域に応じた取組の促進が必要
- [循環型社会 ビジネス] バイオマスの利活用進展
リサイクル製品の利用促進が必要

第3章 施策の基本的な方針と指標

- 1 循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針
 - 3 Rの推進
 - 廃棄物の適正処理の推進
 - バイオマスの利活用の推進
 - リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興
- 2 循環型社会の形成のための指標及び数値目標(令和6年度)

指 標 (主なもの)	数値目標
物質フロー指標 ・循環利用率	17%以上
取組指標	
○3 Rの推進 ・ごみ減量化、再使用・再利用の実践度	60~80%以上
○廃棄物の適正処理 ・リサイクル・再生利用率 ・最終処分量	一廃30%以上 産廃57%以上 一廃25万トン以下 産廃57万トン以下
○バイオマスの利活用 ・利活用率	廃棄物系90%以上 未利用70%以上
○循環型社会ビジネス	廃棄物のリサイクル率・再生利用率

第4章 各主体に期待される役割

- 道民
 - ・3 Rなど環境に配慮した生活様式の定着
- NPO、NGO、大学等
 - ・3 R推進等の自主的取組
 - ・各主体のつなぎ手
 - ・信頼できる情報の提供
- 事業者
 - ・排出者責任、拡大生産者責任に基づく取組
- 道
 - ・全道的、広域的取組の推進者
 - ・循環型社会形成に向けた率先行動
- 市町村
 - ・地域の取り組みの推進者
 - ・循環型社会形成に向けた率先行動

第5章 道が講ずべき施策

- 3 Rの推進
 - ・道民・事業者等の3 Rに関する取組の促進
 - ・3 R推進のための仕組み・基盤の構築
 - ・事業者としての率先取組の推進
 - ・プラスチック資源循環の推進
- 廃棄物の適正処理の推進
 - ・一般廃棄物の適正処理
 - ・災害廃棄物等の適正処理
 - ・海岸漂着物対策の推進
 - ・産業廃棄物の適正処理
 - ・不適正処理の防止
- バイオマスの利活用の推進
 - ・市町村計画の策定促進
 - ・関係者間の連携促進
 - ・利活用技術の研究開発
 - ・利活用システムの構築・施設整備の促進
- 循環型社会ビジネスの振興
 - ・リサイクル関連産業創出・育成
 - ・再生品市場の形成促進
 - ・リサイクル関連産業の集積の促進

第6章 計画の進行管理

- 進行管理
 - ・計画の点検・評価による施策の反映、
 - ・進捗状況の把握、公表
- 見直し
 - ・法制度・社会経済等の変化などを踏まえ、必要に応じ見直し